

年金コーナー

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付について

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでしたが、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されることとなりました。証明内容は本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として、平成17年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されることとなります。年末調整又は確定申告等の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

なお、お問い合わせは、社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されるお問い合わせ先をご覧ください。

【第57回人権週間】 始まる

12月4日から10日までは「人権週間」です。

昭和23年12月10日の第3回国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されて以来、国連ではこれを記念して、毎年12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟各国では、人権擁護活動を推進するための各種行事が行われています。

わが国では、12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開しているところですが、法務省と全国人権擁護委員連合会では、今年は、次の強調事項を掲げて広く国民に人権思想の普及高揚を呼びかけています。

平成17年度啓発活動重点目標

女性の地位を高めよう	HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
子どもの人権を守ろう	刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
高齢者を大切に育てよう	犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
障害のある人の完全参加と平等を実現しよう	インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
部落差別をなくそう	性的指向を理由とする差別をなくそう
アイヌの人々に対する理解を深めよう	ホームレスに対する偏見をなくそう
外国人の人権を尊重しよう	性同一性障害を理由とする差別をなくそう

みなさん！ 毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようにするのが分からないためお困りのときは、松江地方法務局木次支局(TEL 0854-42-5210)又は、お近くの人権擁護委員にご相談ください。また、12月6日には特設人権相談所(無料・秘密厳守)が横田コミュニティセンター及び三成中央公民館に於いて開設されます(詳しくは有線テレビ・オフトーク通信・有線放送でお知らせします)ので、お気軽にご利用ください。

当町の人権擁護委員は次の方々です。

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
千葉 哲雄	亀 嵩	高橋 正美	三 沢	堀江 瑞枝	鳥 上
田部 亨	八 川	安田 韶彦	横 田	吉川 忠夫	三 沢

国保コーナー

生活習慣病予防のための食生活を！

最近、飽食の時代といわれ、食べ過ぎや運動不足など生活習慣が原因となる肥満や糖尿病、高脂血症など生活習慣病が大きな問題となっており、自分の生活にあわせて食事や運動について考え、とり入れる必要があるようです。

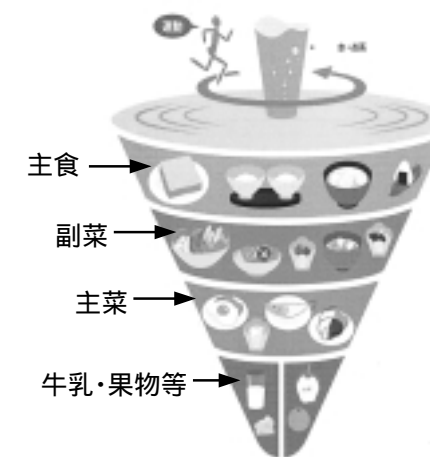
「食事バランスガイド」誕生！

1日にどんなものをどのくらい食べたらよいかの分かりにくいものです。これを分かりやすく示した「食事バランスガイド」ができました。

あなたの食生活は大丈夫？
～まずは自分の今の食生活を
確認しましょう～

1日に十分な摂取が望まれる主食・副菜・主菜の順に並べ牛乳・乳製品・果物を同程度として並列し、5つの区分とし、料理を1つの単位として表現しています。

今後このバランスガイドを上手に活用し、健康づくりに役立てましょう。



◆◆ 自衛隊生徒募集のお知らせ ◆◆

応募資格 17歳未満の中学校卒業見込みの男性又は既卒の男性
(入隊後、高校に入学し卒業資格も得られます。)

採用試験 平成18年1月14日(土)

場 所 自衛隊島根地方連絡部(松江市学園1丁目1の14)
島根県出雲合同庁舎(出雲市大津町1139)
島根県浜田合同庁舎(浜田市片庭町254)

応募締切 平成18年1月10日(火)

詳しい内容は、自衛隊島根地方連絡部 安来募集事務所
(電話)0854-22-5873

又は奥出雲町役場(電話)0854-54-2505へお問い合わせ下さい。

平成17年12月1日 電子申請サービスがスタート!!

平成17年12月1日から「しまね電子申請サービス」が利用でき、インターネットを通じて今まで役場窓口で行っていた申請・届出等の手続きが家庭のパソコンなどからできるようになります。詳しくはホームページをご覧ください。またご利用についての質問はコールセンターへお問い合わせください。

しまね電子申請サービスホームページ URL <http://www.elg-shimane.jp>

コールセンター 【利用時間】平日 午前9時から午後5時まで
電話番号 0120-60-5391 FAX 0120-60-5392
(24時間受付 回答は平日の午前9時から午後5時まで)
お問合せホームページ <https://shinsei-pref.elg-shimane.jp/uketsuke/dform.do?id=1120726294207>
(24時間受付 回答は平日の午前9時から午後5時まで)